

産業廃棄物課

1. 産業廃棄物処理の構造改革の経緯

産業廃棄物の処理は廃棄物処理法において排出事業者責任の下で行うことが原則とされており、累次の法改正により、排出事業者責任の徹底や不法投棄の未然防止等のための措置が強化されてきた。近年では、平成 22 年の法改正により、建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化や産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度創設等の措置を講じている。同時に、処理の受け皿として安全で安心できる処理施設の確保が不可欠であるが、都市部を始めとする最終処分場の不足など、処理施設の整備が必ずしも十分ではない。そのため、産業廃棄物の処理施設は民間による整備を基本としているが、必要な処理能力を確保するため、公的主体（廃棄物処理センター）による産業廃棄物処理施設の整備等を図ることによる維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援をする補助制度を設けている。

また、規制強化を行う一方で、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選択できるようにするため、平成 22 年の法改正により優良産廃処理業者認定制度を創設するとともに、電子Manifestの普及を促進する事業を実施している。このほか、環境省における取消処分情報の提供や、適正処理推進センター（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）における産業廃棄物処理業者に係る許可内容等の情報提供を実施している。

なお、平成 29 年 6 月には、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者への電子Manifest使用の義務付けやManifestの虚偽記載に対する罰則の強化を行うとともに、鉛等の有害物質を含む使用済みの電気電子機器の保管等に対する届出制の導入等の措置を講ずる改正廃棄物処理法が公布された。

2. 廃棄物処理法の都道府県等における円滑な施行等について

(1) 改正法の円滑な施行について

平成 29 年 6 月 16 日に廃棄物処理法改正法が公布され、同日から 1 年以内の政令で定める日から施行されることとなる（電子マニフェスト使用の義務付けに係る規定については、同日から 3 年以内の政令で定める日。）。改正法の概要を以下に示すので、貴職においてはその施行にあたり、貴管内事業者への周知等遺漏なきよう期されたい。なお、改正法の規定に基づく政省令の改正内容やこれらに係る施行通知については、環境省HPにおける報道発表等を通じて随時情報提供を行っていく予定である。

①電子マニフェスト使用の義務付け

その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を想定）を生ずる事業場を設置している事業者（年間 50 トン以上特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者を想定）に対し、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。（第 12 条の 5 第 1 項関係）

②二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として行おうとする場合に、当該二以上の事業者は、共同して、一体的な経営を行うものであること及び産業廃棄物の適正な処理を行うことができる事業者であることに関する環境省令で定める基準に適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の認定を受けることができるものとする。（第 12 条の 7 第 1 項関係）

認定を受けた者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の処理に係る規定等の適用については、当該認定を受けた者のうち他の事業者もまたその事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者とみなすものとする。また、当該産業廃棄物についての各種行政処分の規定の適用については、当該認定を受けたものを一の事業者とみなすものとする。（第 12 条の 7 第 4 項、第 5 項関係）

③事業の廃止等に伴う措置

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の事業を廃止した者又はこれらの許可を取り消された者であって、当該事業に係る産業廃棄物の処理を終了していないものに対し、処理を委託した者に事業を廃止した旨を通知することを義務付ける。（第 14 条の 4 第 4 項、第 14 条の 3 の 2 第 3 項、第 14 条の 5 第 4 項及び第 14 条の 6 関係）

廃棄物処理業を廃止した者等により、廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の保管が行われていると認めるときは、市町村長、都道府県知事又は環境大臣は、廃棄物処理基準に従って廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。（第19条の10関係）

④有害使用済機器の保管・処分に対する規制

有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる雑品スクラップ）が不適正に保管又は処分されることにより、生活環境保全上の影響が懸念されていることを踏まえ、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものとして政令で定めるもの（有害使用済機器）の保管又は処分を業として行おうとする者（有害使用済機器保管等業者）は、あらかじめ、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないものとする。（第17条の2関係）

有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないものとする。

有害使用済機器は、有価で資源として取引されている等により廃棄物には該当しないが、本来の用途での使用が終了しており、これを保管又は処分する者にとって、本来の用途での使用ができるように適切に管理するインセンティブが働かないため、ぞんざいな取扱いを受けることにより生活環境上の支障を生じるおそれが高く、こうした性質が廃棄物と共通するものである。実際、有害使用済機器の中には、いわゆるスクラップヤードにおいて破碎等され、雑品スクラップの状態となって海外に輸出されているものがあるが、国内のスクラップヤードにおいて、これらの機器等に起因すると考えられる火災が発生していることや、当該機器等がぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が周辺に飛散・流出等し、周辺環境へ悪影響を及ぼすことが懸念されている。

また、有害使用済機器としては、雑品スクラップの流通や電気電子機器に含まれる有害物質の実態等を踏まえつつ、テレビや冷蔵庫、エアコンを始めとする電気電子機器を、個別具体の品目ごとに指定することとしているが、これらは適正なリサイクルルートを外れて市町村の区域を超えて広域に移動しているものである。そのため、有害使用済機器の保管等を業として行う者の規制を行うためには広域自治体である都道府県等の役割が重要であり、産業廃棄物と同様に、今後導入される有害使用済機器に係る規制についても、都道府県及び政令で定める市においてその指導監督を行っていただくこととした。

有害使用済機器として指定される具体的な機器や、その保管等の基準については、政省令や改正法の施行通知等において今後お示しをしていくこととなる。

⑤罰則

産業廃棄物管理票の虚偽記載等に係る罰則を引き上げる。（第 27 条の 2 関係）

（２）産業廃棄物処理業の許可事務について

① 統一書式の利用について

各産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可申請書の添付書類の様式については、従前より標準様式に統一するようお願いしてきたところであるが、平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「地域の実情に応じた都道府県等の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けたところである。このため、同意見具申等を踏まえ、今般、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請書等の添付書類の様式について、廃棄物処理法施行規則において新たに定めた（平成 29 年 4 月 28 日公布）ので、同様式に統一されたい。

また、多量排出事業者による処理計画書及び実施状況報告書の様式の統一（平成 22 年の廃棄物処理法施行規則の改正）についても、統一様式の利用を徹底されたい。

なお、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたところであるが、本制度を一層積極的に活用されたい。更新許可手続き等について、事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように審査の迅速化を行っていただくようお願いする。

② 登記事項証明書の添付を要する変更届出について

産業廃棄物処理業変更届出及び特別管理産業廃棄物処理業変更届出（以下、「産業廃棄物処理業等変更届出」という。）並びに産業廃棄物処理施設変更届出について、役員の変更の場合に、法人にあっては、登記事項証明書の添付を定めるとともに、産業廃棄物処理業変更届出について、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、その期限を 30 日以内とすること廃棄物処理法施行規則において新たに定めた（平成 29 年 4 月 28 日公布）ので、その運用に遺漏なきを期されたい。

③ 条例等による独自規制について

流入規制や住民同意等の地方自治体独自の対策は、他人の不要物を自区域で処理することに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたこと等から生ずる産業廃棄物の処理全体に対する住民の不信感等を背景に、一部の地方自治体が導入してきたものである。

一方、平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、流入規制については、「廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、都道府県等が独自に行っている流入規制について、その背景と実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を、住民同意については、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を、住民同意については、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を受けているところである。

廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい。なお、同意意見具申を踏まえ、今後、関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含め検討していくところ、その際には御協力をお願いする。

④ 港湾コンテナターミナルにおける密閉型コンテナの一時保管に係る運用の統一について（規制改革ホットライン関係）

産業廃棄物の積替え保管は、処理の見込みのない産業廃棄物の保管による不適正処理等の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれのある行為であり、当該行為に該当するか否かについては、個別具体の状況に応じて慎重に判断されることとなる。

この点、産業廃棄物のコンテナ輸送に係る積替え保管の解釈を明確化した平成 17 年 3 月 25 日付け「「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（環産産発第 050325002 号）における「コンテナが滞留しないこと」とは、廃棄物が正当な理由（例えば、完全予約制により積載する船舶・積載量等があらかじめ決まっているコンテナが合理的な理由により積込みを待っている場合など。）なく一定の場所に放置されることを防止する趣旨であり、必ずしも当日中の積替えを一義的に求めているものではない。

コンテナの「滞留」は、産業廃棄物の積替え保管に当たりうる行為であることから、上記正当な理由に基づいたコンテナの存置に該当するか否かについては、各都道府県等において個別具体の状況に応じて適切に判断されたい。

⑤ コンテナ輸送用シャーシの共用に係る運用の統一について（規制改革ホットライン関係）

コンテナ輸送用シャーシを複数の収集運搬業者の間で相互に融通し合うことは、(a)当該収集運搬業者が当該シャーシの継続的な使用権限を有し、かつ、(b)当該融通が名義貸し（外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせること）に該当するなど産業廃棄物の不適正な収集運搬と判断される場合でなければ、現行制度下でも対応可能であるため、この点留意願いたい。

⑥ 移動式がれき類等破碎施設に係る考え方について

廃棄物処理法施行令第7条第8号の2に掲げる産業廃棄物処理施設であって、移動することができるように設計したもの（移動式がれき類等破碎施設）に係る設置等の許可の申請に対する技術上の基準等についての審査方法及び生活環境影響調査の実施方法に関する考え方を、平成26年5月30日付け「移動式がれき類等破碎施設に係る考え方及び設置許可申請に係る審査方法について」（環廃産発第1405303号）により通知したところであり、設置等の許可の申請に係る審査について円滑な運用を図るようお願いする。

⑦ 店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）

店頭回収された廃ペットボトル等の適正な再生利用を促進するため、平成28年1月8日付け「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）」（環廃企発第1601085号環廃対発第1601084号環廃産発第1601084号）を発出し、その法的取扱い、再生利用指定制度の趣旨、個別指定の手続、個別指定の対象、再生輸送業者の個別指定の基準及び一般指定の活用等の明確化並びに周知を図ることとしたところ。

については、廃ペットボトル等について既存の適正処理ルートを生かしつつ、再生利用指定制度の適正な活用を進められたい。

今後、再生利用指定制度の活用状況について定期的にフォローアップを行う予定でいるところ、その際には御協力をお願いする。

⑧ 安定型5品目の取扱いに関して

安定型最終処分場においては、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行ってはならないとされているところであるが、一部の処分場においては、これに違反した処理が行われたことにより、浸透水の異常やガスの発生など生活環境保全上の支障を生じる事例が見受けられる。このため、排出段階において安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないよう排出事業者等に対して指導を行うとともに、安定型最終処分場設置者に対しては、埋め立て前の産業廃棄物の展開検査の実施に係る指導の徹底をお願いしたい。

使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、資源循環の観点からリユース、リサイクルを推進することが望まれるところであるが、使用済太陽電池モジュール等の最終処分にあたっては、その主要な部材がいわゆる安定 5 品目に該当するものの、鉛などの有害物質を含む場合には、管理型最終処分場に埋立てるなど、生活環境保全上支障が生じないように、適正な処分方法により処理する必要があることから、適切な指導監督に留意願いたい。

⑨ 廃棄物該当性の判断について

廃棄物処理法第 2 条において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。下記の参考を含め、これらについて、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、近年、循環資源の再生利用等がいっそう活発化し、循環型社会の形成が着実に進んでいると認識している。ただし、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であるから（循環型社会形成推進基本法第 2 条）、循環型社会の形成推進に当たっては生活環境の保全、廃棄物の適正処理の推進並びに不法投棄及び不適正処理の防止が重要であることは言うまでもなく、資源の有効利用などと称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないように留意されたい。

<参考>

- ・「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）において平成 24 年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について
http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf
- ・バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集
<http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf>

- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年上期に講ずることとされた措置（廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化）について

⑩ 産業廃棄物処理業者による違法な廃棄物回収対策について

近年、産業廃棄物処理業者が一般家庭から排出される使用済家電製品等の収集又は運搬を行う事案が見受けられるが、これらの産業廃棄物処理業者の中には一般廃棄物処理業の許可を得ていない者も存在する。

しかしながら、一般家庭から排出される使用済家電製品等の収集又は運搬を行う際には一般廃棄物処理業の許可等が必要であることから、これらの者に対しては、産業廃棄物処理業の許可では一般廃棄物である使用済家電製品等の回収又は廃棄物回収業者等からの一般廃棄物である使用済家電製品等の引受けはできない旨、周知していただくようお願いする。また、産業廃棄物処理業の新規許可時及び許可の更新時においては、適切な指導を行うとともに、悪質な場合には、産業廃棄物処理業の許可の取消し処分又は産業廃棄物処理業の許可の更新申請に対する不許可処分も念頭に厳正に対処されたい。

各都道府県・政令市においては、違法な使用済家電製品等の回収に対する取締りの強化等に御尽力いただいているところであるが、人口規模の小さな市町村では対応に苦慮している場合もあることから、都道府県におかれては貴管内においてイニシアチブを発揮し、市町村や都道府県警察、地方環境事務所とも連携の上、今後も継続して違法な使用済家電製品等の回収に対応していただくようお願いする。

また、県民及び県内事業所に対しても、使用済家電製品等を排出するに当たっては、違法な廃棄物回収業者を利用しないことについて普及啓発の徹底をお願いする。

⑪ 電子申請の推進について

平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、許可申請等の負担軽減や合理化について、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供や行政運営の効率化の観点から、電子申請の活用を進めるべきであるとされた。また、平成 29 年 3 月 14 日付けで（一社）日本経済団体連合会において公表された「廃棄物処理分野における情報の電子化の

推進に関する提言」では、複数の地方公共団体において許可を有する廃棄物処理業者や廃棄物処置施設設置者にとって届出手続の負担軽減のため、国や地方公共団体における許可申請手続等の電子化の推進について提言があったところである。

国においては、広域認定制度や再生利用認定制度など、可能なものから電子化等による手続の合理化を進める方針としており、各都道府県・政令市においても、申請者において効率的で効果的な対応が可能な手続から段階的に電子化申請化を進められたい。

⑫再生利用指定制度の更なる活用について

建設汚泥やコンクリート塊については、建築物等インフラが更新時期を迎えていること等により、今後発生量の増大が見込まれていることから、その再生利用をより一層推進する必要がある。

一方、例えば建設汚泥処理物等については、平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、土地造成に用いる建設資材等と称して不法投棄される等の不適正処理のおそれがあることも指摘されている。

これらの課題解決のためには、不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現することが重要であるが、特に建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところであり、各都道府県・政令市においては、平成 18 年 7 月 4 日付け「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」（環廃産 060704001 号）で示した考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたい。

（3）産業廃棄物処理業からの暴力団排除

今日、多くの企業は、企業倫理として暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めているところであるが、暴力団排除意識の高い企業であったとしても暴力団関係企業等と知らず、結果的に経済取引を行ってしまうケースがあることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組を一層推進する必要がある。

このような共通認識の下、平成 19 年 6 月 19 日に開催された第 3 回犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「企業指針」という。）が同幹事会申合せとして了承され、同年 7 月 3 日に開催された第 9 回犯罪対策閣僚会議にその旨報告がなされた。

これを受け環境省では、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を強力に推進するため、同年 7 月 17 日付け依頼文（環廃産発第 070717002 号）により都道府県等に産

業廃棄物処理業界等への周知徹底を依頼し、産業廃棄物処理業界へのより一層の周知を図るため、同様の依頼を社団法人全国産業廃棄物連合会（現：公益社団法人全国産業廃棄物連合会）に行うなど、経済界、産業廃棄物処理業界との各種会合において普及活動を積極的に行ってきた。また、平成 21 年度からは、年 3 回程度、自治体職員、産業廃棄物処理業者を対象とした暴力団排除講習を実施している。なお、企業指針については、首相官邸の犯罪対策閣僚会議のホームページ

（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>）から全文の閲覧が可能となっている。

しかしながら、民間企業における暴力団排除条項の導入等は必ずしも十分進んでおらず、暴力団の企業活動への介入、暴力団に対する資金提供等を防止するため、警察における取締りを強化することはもとより、関係行政機関においても、警察とより緊密な連携を図り、企業活動からの暴力団排除に向けた取組を強力に推進する必要が生じている。こうした現状を踏まえ、平成 25 年 5 月 28 日に開催された犯罪対策閣僚会議においても、「公共事業等及び起業活動からの暴力団排除の取組」、「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組」が議論されるなど、政府が一丸となって暴力団排除対策を推進していることが確認されたところである。各都道府県等におかれても、同様に暴力団排除対策について強力に推進されるようお願いする。

今後も暴力団がその資金源獲得のため産業廃棄物処理業界へ深く浸透しようとの活発な動きが予想される一方、一部企業の中には暴力団を利用して、その利便を図ろうとする者が存在し、業界の健全化に悪影響を与えかねない状況も考えられるところから、あらゆる機会を通じ、企業指針の更なる周知徹底のための普及活動、さらには、暴力団を利用する行為は反社会的行為であるとの機運の醸成にも努められたい。

なお、本年度も、産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会を開催することとしているので、関係職員に積極的に御参加いただくとともに、開催地及び開催地周辺の自治体にあつては、管轄区域内の産業廃棄物協会、産業廃棄物処理業者に対しても参加を積極的に呼びかけていただくよう御配意願いたい。

（４）行政情報システムの運用について

平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、電子化の推進を図ることが重要であるとされている。

産業廃棄物行政情報システムは、産業廃棄物処理業者等に係る情報を適切に管理するとともに、都道府県等が行う産業廃棄物行政に係る事務の円滑化を図ることを目的として設置されたものである。

同システムは、固有番号申請機能、処理業者台帳管理機能、行政処分情報管理機能及び広域認定業者情報管理機能を有しており、平成 27 年度に、旧システムでの利用実績等を参考に一部の機能を改修し、新システムを稼働したところである。改修により、産業廃棄物行政に係る事務に必要な欠格要件該当性等の情報を都道府県等の間で共有し、審査に係る行政の事務負担が軽減されたところである。

同システムに登録された情報の一部の事項は、環境省ホームページの「産業廃棄物処理業者情報検索システム」(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/>)における許可業者情報の公開にも活用しており、排出事業者責任を果たすうえでも重要な情報となっている。そのため、都道府県等におかれては、事業者等の情報のうち、少なくとも環境省ホームページで公開される事項については確実に登録を行うとともに、常に最新の状態に更新されたい。また、行政処分を実施した場合においても同システムへ遅滞なく登録するなど、同システムを適切に活用いただきたい。

今後は、同意見具申を踏まえ、行政情報システムにおいて有する許可情報や、電子マニフェスト情報等の電子情報の更なる活用について検討を進める予定である。

(5) 産業廃棄物に係る調査の早期化等について

産業廃棄物排出・処理状況調査、産業廃棄物処理施設状況調査及び産業廃棄物行政組織等調査などの廃棄物処理法の施行状況等の調査については、全国的な産業廃棄物に関する基礎的な統計情報を把握するため、毎年度都道府県等の協力を得て実施しているところであり、引き続き円滑な統計調査の実施に御協力をお願いする。

また、本年度の産業廃棄物排出・処理状況調査の実施に当たっても、調査の早期化の要請を踏まえ、平成 27 年度実績(確定値)及び平成 28 年度実績(速報値)の調査とりまとめを実施する予定でいるので御協力をお願いしたい。

3. 排出事業者責任について

平成 28 年 1 月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。

排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、委託した廃棄物が不適正処理された結果、生活環境の保全上の支障が生じた場合等、措置命令の対象となり、社名等が公表され、社会的信用が失墜するリスクについて十分に認識すべきである。

平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「排出事業者責任の重要性をすべての事業者に適切に認識されることが重要」であり、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」と指摘されたところ。同意見具申を踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底を図るため、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（環廃対発第 1703212 号環廃産発第 1703211 号平成 29 年 3 月 21 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長産業廃棄物課長通知）を発出した。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

このように、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

また、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）をチェックリストにまとめたため、排出事業者が活用して処理責任を果たすよう、都道府県等において周知徹底等をお願いしたい。

なお、排出事業者が、委託する産業廃棄物の種類及び数量以外の産業廃棄物を混入して廃棄物処理業者に引き渡す事例が一部見受けられるところ、委託契約に基づいて適切に産業廃棄物を引き渡すよう、都道府県等において指導徹底等をお願いしたい。

4. マニフェストについて

(1) 電子マニフェストの普及状況

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって情報管理の合理化につながることに加え、偽造がしにくく不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどメリットが大きい。一方、利用に当たっては排出事業者・収集運搬業者・処分業者のすべてが電子マニフェストに切り替えて初めて機能すること、普及啓発が十分でなかったこと等から、その利用が進みにくい状況であったが、関係各方面の御尽力により加入者が増加してきており、平成28年度末において普及率は47%程度にまで上昇した。

平成28年度の排出事業者による電子マニフェスト登録件数は約2,375万件であり、平成29年4月末時点での電子マニフェスト加入者数は約17万5,000名であった。

(2) 電子マニフェスト普及促進について

循環基本計画において、平成28年度に電子マニフェストの利用割合を50%とする目標が掲げられたことを踏まえ、これを達成するための「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を平成25年10月に策定し、電子マニフェストの使用を排出事業者、処理業者等関係各方面に強力に働きかけるとともに、電子マニフェストシステムの確実かつ安定的な利用が可能となるように、システムの機能強化や利便性向上に取り組んできた。システムの機能強化の一環としては、平成28年1月に発覚した産業廃棄物処理業者等による廃棄食品の不正流通事案等を踏まえ、不正防止に資する機能を追加したところである。また、平成29年2月には、同ロードマップに基づき、マニフェスト制度全体が適切に運用されているかについて総点検を実施し、報告を取りまとめた。

電子マニフェストの普及については、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「引き続き、電子マニフェストの普及に関する目標を設定した上で、当該目標の実現へ向けた施策を計画的に推進することが必要である」とされ、まずは、一定規模以上の特別管理産業廃棄物の排出事業者、当該廃棄物に係る処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの使用を義務化することを検討すべきとされた。

環境省においては、同意見具申等を踏まえ、6月に成立した廃棄物処理法の改正法案に電子マニフェスト使用の一部義務化を盛り込むとともに、普及に関する次期目標及び当該目標を達成するための各施策を検討し、電子マニフェスト普及の更なる促進を図ることとしている。

都道府県等は、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法の施行に必要な限度において、情報処理センターから必要な報告を求めることができるが、この報告徴収に係る手続の迅速化及び簡略化を図るため、都道府県等に電子マニフェストシステムの使用権限を付与しており、地方公共団体が情報処理センターに対し電子マニフェストの登録・報告等の実施状況を随時照会可能とする機能を設けている。

また、平成 28 年度は、期間や地域を指定してマニフェストの情報を抽出し、都道府県等に情報提供する機能強化を行ったところである。

都道府県等におかれては、上記機能を積極的に活用いただくとともに、排出事業者や処理業者への普及啓発、公共事業や庁舎から排出される産業廃棄物の処理を委託する場合における電子マニフェストの率先活用、廃棄物処理センター等の公共関与の処理施設での電子マニフェスト利用促進など、電子マニフェストの普及促進につき格段の御協力をお願いします。また、電子マニフェスト導入済みの排出事業者において廃棄物引渡し後の迅速な登録が徹底されるよう、これらの事業者への周知についてもあわせて御協力をお願いします。

(3) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

①産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計結果の活用等について

排出事業者が産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用した場合における、排出事業者から都道府県等への産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）の提出については、委託量を報告の項目に追加した上で平成 20 年度より再開する旨、平成 18 年 12 月 27 日付け「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」（環産産発第 061227006 号）により周知を行った。

報告書の情報については、産業廃棄物の排出状況を把握する上で重要なものであることから、都道府県等におかれては、管下の循環型社会形成に向けた計画や都道府県廃棄物処理計画の立案、産業廃棄物処理業者への立入検査等に活用されたい。

なお、都道府県等からの報告書の集計結果に係る情報提供については、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）において、集計作業にかかる事務の負担軽減等の観点から、当該集計結果に係る情報提供の今後の在り方を検討することとされており、今般、都道府県等の一定の事務負担を考慮し、当分の間、「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について（依頼）」（平成 20 年 6 月 27 日付け事務連絡）に基づく都道府県等から報告書の集計結果に係る情報の提供については、休止することとした（平成 29 年 3 月 31 日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環産産発第 1703317 号））。

②産業廃棄物管理票交付等状況報告書の法定様式の見直しについて

管理票交付者については、施行規則様式第三号により定める様式により報告書を作成し、産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に提出することになるが、一部の都道府県等において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。総務省の行政評価・監視結果(「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告(一般手続関連)」(平成25年11月1日)及び「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)においても、報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずるよう勧告されたところ。また、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、「地域の実情に応じた都道府県等の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。これらを踏まえ、今般、報告書については、規則様式第三号を遵守する旨、平成29年3月31日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)」(環廃産発第1703317号)において通知したところであり、統一様式の利用を徹底されたい。

5. 廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

＜参考資料＞廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

熱回収（燃焼の用に供することができる廃棄物を、熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）に関しては、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第7条第3号において、再使用及び再生利用がなされないものであって熱回収できるものは熱回収がなされなければならないとされている。

これを踏まえ、廃棄物処理施設からの一層の熱回収を促進することにより、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現することを目的として、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者（市町村を除く。）のうち、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を行う者が都道府県知事等の認定を受けることができることとした。熱回収施設設置者として認定を受けた者（以下「認定熱回収施設設置者」という。）は、環境省令で定める熱回収施設の技術上の基準及び者の能力の基準を満たした施設として公的に評価されることとなり、これにより、熱回収に係る意識の高い排出事業者が認定熱回収施設設置者への処理委託を行うケースが増加し、認定熱回収施設設置者の経営面での付加価値の向上に資する効果が期待される。平成28年12月現在、18事業者が熱回収施設設置者の認定を受けている

都道府県・政令市におかれては、平成23年2月4日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第110204005号、環廃産発第110204002号）及び「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（平成23年2月）を参照のうえ、認定をお願いしたい。

なお、高効率熱回収施設を設置しようとする民間事業者等に対しては、「低炭素型廃棄物処理支援事業」（10.参照）による補助制度があるため、事業者から相談があった場合には併せて情報提供いただきたい。

6. 産業廃棄物処理における温暖化対策の推進について

平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」を踏まえ、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 26%削減する中期目標の達成に向けて、更には 2050 年に 80%削減する長期目標を着実に実行するため、循環型社会の形成において天然資源の消費抑制を図るとともに、廃棄物処理分野からの温室効果ガスの一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る必要がある。また、全国産業廃棄物連合会は産業廃棄物処理業における低炭素社会実行計画の見直しを行い、産業廃棄物の焼却、最終処分及び収集運搬に伴う温室効果ガス排出削減目標について、2030 年度は 10%削減することとし、2050 年度目標のあり方・方向性については計画全体の進捗状況による検討を行うとしている。

環境省では、地球環境の保全及び循環型社会形成に資することを目的に、民間事業者等が行う高効率の廃棄物エネルギー利用施設の整備を促進するため、当該設備の整備に対して経済的支援を行う「低炭素型廃棄物処理支援事業」を実施している。対象となる事業は、廃棄物処理業者が行う高効率熱回収施設及び燃料製造施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、廃棄物由来エネルギー等の利用先を含めた計画策定から施設の設置まで包括的な支援が可能となっている。また、廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化に対する支援も行っている。

補助対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。また、政府の地方創生に係る動向を踏まえつつ、優良な事業の形成に向けて、産業廃棄物処理業者と、産業廃棄物の排出事業者及び熱・電気の利用者等との連携の働きかけ等を行っていただきたい。

加えて、平成 26 年度より、国土交通省と連携し、「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を実施している。本事業は、静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化を推進するため、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源取扱設備の導入経費について、民間事業者等を対象に補助を行うものである。各自治体におかれては、事業の円滑な推進のための協力をお願いする。

<低炭素型廃棄物処理支援事業>

・対象者

民間事業者等

・対象事業

(1) 廃棄物処理業低炭素化促進事業

①事業計画策定支援

廃棄物由来エネルギー（電気・熱・燃料）を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援

②低炭素型設備等導入支援

- a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置
- b 廃棄物由来燃料製造施設の設置
- c 廃棄物処理施設の省エネ化
- d 廃棄物収集運搬車の低燃費化

(2)地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する地方公共団体、民間企業等（民間企業等の場合、地方公共団体と連携し、廃棄物の3R推進する者）のFS調査・事業計画策定を行う事業

・補助額

(1)①対象経費の2/3、②対象経費の1/3、(2)対象経費の1/2

・スケジュール

(1)①、②a、b及び(2)の事業は公募が終了しており、現在審査中。そのほかの事業は近く公募予定。

<モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業>

・対象者

民間事業者等

・対象事業

- ①海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築事業
- ②①の事業の実施に伴って必要となる循環資源取扱設備の導入事業

・補助率

- ①対象経費の2/3（初年度）、1/2（2年度目）、1/3（3年度目）
- ②対象経費の1/2

・スケジュール

近く公募予定。

7. 平成29年度税制改正について

廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）については、平成27年1月14日に平成27年度税制改正の大綱が取りまとめられ、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等が平成27年4月1日に施行された。特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）及び公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る特例措置（固定資産税）については、平成27年12月24日に平成28年度税制改正の大綱が取りまとめられ、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）等及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等が平成28年4月1日に施行された。

廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置、特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置及び公害防止用設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る特例措置については、適用期限が平成30年3月31日までとなっており、引き続き、必要に応じて実態調査等について御協力をお願いしたい。

8. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

平成 24 年に成立した中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については環境大臣）に申請し、認定を受けることにより、固定資産税の軽減措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

<参考資料>

経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

9. 公共関与等による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度）

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物処理法第15条の5の規定に基づき、公的主体の関与した一定の法人等を廃棄物処理センターとして指定するとともに、これらが廃棄物処理施設の整備を図ることによる維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援等を行っている。産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、これらの制度の積極的な活用についての検討をお願いする。

なお、廃棄物処理センターの目的の一つとして、広域的な処理の確保に資することが挙げられる。課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業において、他地域の廃棄物の受け入れを排除している場合は、事業の採択が困難になることを御留意いただきたい。

<廃棄物処理センターの指定状況>

平成29年4月現在、岩手県、愛媛県、香川県、新潟県、高知県、三重県、宮崎県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、愛知県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、沖縄県及び鳥取県の19法人（岩手県内2法人）について指定を行っている。

<課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の概要>

- ・廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の一層の適正化を図る上で必要とされる取組に対し、都道府県等の出資（補助を含む。）額の同額を国庫補助。（ただし、施設整備費の1/4が上限）
- ・都道府県等ごと、施設の種類ごとに1つに限り補助対象。
- ・補助対象施設：管理型最終処分場、安定型最終処分場、遮断型最終処分場
- ・対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI選定事業者

10. 優良産廃処理業者認定制度について

(1) 優良産廃処理業者認定制度の概要について

環境省では、平成15年度から、優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持される資源循環ビジネスの形成確立を目指し、産業廃棄物処理業の優良化を図るための事業を実施している。

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成17年4月1日より優良性評価制度が施行されていたが、この制度については、「今後の廃棄物処理制度の見直しの方向性について」（平成22年1月25日中央環境審議会意見具申）において、都道府県等の制度運用の統一を図るとともに、評価基準の見直しや、評価を受けた産業廃棄物処理業者へのインセンティブの改善を行うべきとの指摘があった。

この意見具申における指摘等を踏まえ国会に提出した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第34号）により、優良産廃処理業者認定制度を創設し、平成23年4月1日より施行している。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に積極的に産業廃棄物の処理を委託する社会的インセンティブを有する仕組みを作ることにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としている。本制度による優良基準の適合確認の実績は、平成29年3月31日現在で、8,287件（1,107事業者）となっている。本制度により、域内における産業廃棄物処理業の健全な発展を図ることで、不法投棄・不適正処理の撲滅につながるものと考えられる。都道府県等におかれては、引き続き本制度の運用と周知に格段の御協力をお願いするとともに、優良認定業者に対して都道府県等が独自に優遇措置を講ずるなどの本制度の積極的な推進をお願いする。

優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、当該事実を産廃情報ネット上で遅滞なく公表することが必要である。

優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持されるためには、排出事業者が優良認定業者の情報を広く周知し、優良認定業者の活用を促すことが必要である。また、本制度の信頼性を保つために、各都道府県・政令市においては、新たに優良認定等を行った場合、優良認定事業者の代表者名等の変更があった場合や優良認定を受けた処理業者が認定の要件に該当しない事態に至った場合には、産廃情報ネッ

トや優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）に反映させる必要があるため、遅滞なく御報告いただくようお願いする。

廃棄物処理法上、排出事業者は委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならないこととされている（第12条第7項）が、優良産廃処理業者認定事業者に産業廃棄物の処理を委託する際、当該産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、上記確認を当該公開情報等により間接的に行う方法も考えられる。

このことは、平成23年2月4日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号）においてすでにお示ししているところであり、これを踏まえ、排出事業者に対する周知をよろしく願います。

<参考情報>

・産廃情報ネット URL

http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_main.php

・優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ） URL

<http://www3.sanpainet.or.jp/>

・優良産廃処理業者認定制度 URL

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

（2）環境配慮契約法との関係について

環境配慮契約法に基づく基本方針の変更が平成25年2月に閣議決定（最終変更：平成29年2月閣議決定）され、新たな契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が追加された。これにより国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託においては、基本方針に規定する環境配慮契約を推進することとされたところである。産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約においては、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を評価し、一定基準を満たした事業者のみに入札参加資格を与える裾切り方式を採用することとしている。このうち、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績の基準は、優良産廃処理業者認定制度の優良基準とほぼ同じとなっており、優良認定事業者が国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託に係る入札において有利な立場になる仕組みとなっている。

この結果、平成25年度の制度導入以来、国及び独立行政法人等における産業廃棄物処理に係る契約において環境配慮契約を実施した割合は着実に伸びており、平成27年度においては、497件（39.8%）の契約に環境配慮契約が採用された。なお、

産業廃棄物の量では、平成 27 年度において 147,929 トン（66.4%）が環境配慮契約によるものとなっている。

地方公共団体については、環境配慮契約を推進する努力義務を有しており、関係部署と連携し、環境配慮契約に積極的に取り組まれるとともに、環境配慮契約の際には、入札時における優良産廃処理事業者の優遇について積極的に取り組まれない。

「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル（平成 26 年 2 月改訂）」や平成 26 年 2 月に配布した環境配慮契約に係る地方公共団体向けパンフレットについて、適宜、活用されたい。

<参考情報>

- ・環境配慮契約について

<http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

- ・環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」パンフレット

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph03_hairyō.pdf

1 1. 広域認定制度・再生利用認定制度について

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成15年12月の運用開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、産業廃棄物については平成29年5月末現在で266件となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任により、製造事業者等自身が自社の製品の再生・処理の行程に関与することで、効率的な再生利用、減量等を推進し、適正処理を確保するとともに、再生・処理しやすい製品設計への反映を進めることであることから、都道府県等において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。なお、広域認定制度の概要及び申請の手引き（最終改定：平成28年3月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成9年12月の運用開始以降、廃ゴム製品、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む廃棄物等について認定が行われており、産業廃棄物については平成29年5月末現在、41件が認定を受けている。認定の対象となる廃棄物は、生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に告示により指定することとなっており、当該告示に適合する再生利用については積極的に本制度を活用するよう、事業者等へ周知願いたい。なお、申請の手引き（最終改定：平成25年3月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

環境省では、広域認定業者や再生利用認定業者に対し定期的な立入検査を実施しているところであるが、最近、広域認定において不適切な運用事例が散見されていることから、平成28年度に東京及び大阪において広域認定業者連絡会を開催し、広域認定に関する法令の遵守について周知徹底を図るとともに、その適切な運用について指導したところである。都道府県等は廃棄物処理法に基づき広域認定業者や再生利用認定業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有していることから、広域認定業者や再生利用認定業者に対する指導内容等について引き続き協力いただき、情報を提供いただきたい。

また、3Rの推進の観点から、積極的に再生資源を用いた製品や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達を行うよう併せてお願いしたい。

<参考情報>

- 広域認定制度の概要及び申請の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

- 再生利用認定制度申請の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

1 2 . 産業廃棄物処理業の振興について

産業廃棄物処理業は経済の静脈を担う重要な産業であるだけでなく、地方の雇用を創り出し、新たな循環ビジネスを生み出し得るものである。また、災害発生時には早急な復興・復旧に向け、その技術やノウハウを生かしつつ、自治体や関係者と連携して早期処理に取り組むことが期待されている。このように、産業廃棄物処理業は、地方創生に貢献し得る最も有力な産業の1つである。

そこで、産業廃棄物処理業者が廃棄物の適正処理等の社会的責任を果たしつつ、それ以外にも、地域経済の活性化・雇用の創出等の地方創生に貢献することとなるよう、環境省では、平成 29 年 5 月 19 日に「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」（産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会）を公表したところである。

同提言においては、労働力人口の減少や環境制約顕在化等の社会経済動向の変化により「悪貨が良貨を駆逐する業界」に後戻りするリスクの高まりを指摘し、それらに対応して産業廃棄物処理業が持続的な発展を遂げるために、処理業者における成長と底上げ戦略の確立と、処理業者を支援するための関係者による方策として①先進的優良企業の育成（優良認定制度の強化と有効活用等、②排出事業者の意識改革（排出事業者責任についての周知等）、③意欲ある企業の支援体制整備（環境に配慮した契約・調達の促進等）、④優良先進事例の PR・情報発信（産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート等）が掲げられた。

併せて、同提言の中で関係者ごとに取り組むべき振興方策が整理され、地方公共団体の役割としては、排出事業者が処理業者を選定するにあたって、価格のみならず資源循環推進や低炭素化促進といった付加価値が評価されるよう排出事業者の意識改革をすすめるための指導強化や、業界団体による処理技術や労働安全管理、経営面・法令面の課題解決の支援への協力、処理業者や再生利用先等との連携による再生材の品質基準整備、業界団体による人材確保・育成に関する取組への協力、地域における環境教育や環境学習の場としての産業廃棄物処理施設の活用等が求められており、同提言を踏まえた今後の施策の推進等をお願いしたい。

資料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の一部を改正する法律の説明資料

平成29年6月
環 境 省

廃棄物の適正処理の確保に関する課題への対応

1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

<明らかになった課題>

- (1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- (2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯

- 平成28年1月 事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
- " 2月29日 愛知県が改善命令
- " 4月18日 岐阜県及び三重県が許可取消し
愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
- " 6月27日 愛知県による許可取消し

2. 法改正事項

(1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、

- 市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、**必要な措置を命じることができる**こととする。(第19条の10)
- 排出事業者に対する通知を義務付ける**こととする。
(第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6)

(2)マニフェスト制度の強化

- マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、**マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化**する。
(第27条の2)

※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 特定の産業廃棄物※1を多量に排出する事業者※2**に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付ける**こととする。

(第12条の5第1項)

※1：特別管理産業廃棄物（廃石綿、廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）を想定

※2：年間50トン以上特別管理産業廃棄物を排出する事業者を想定

(参考) 電子マニフェストについて

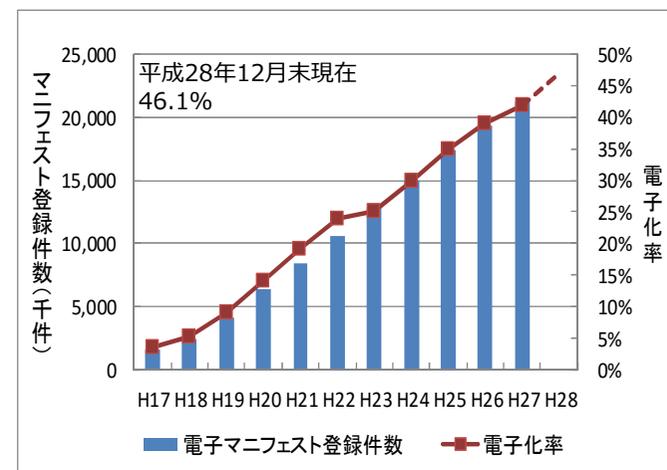
- 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）制度は、排出事業者が、その産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを把握・管理し、処理責任を果たすための制度
- 電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み

電子マニフェスト普及の意義

排出事業者責任の徹底・適正処理の推進の観点から、その**普及を強力に推進する必要あり**

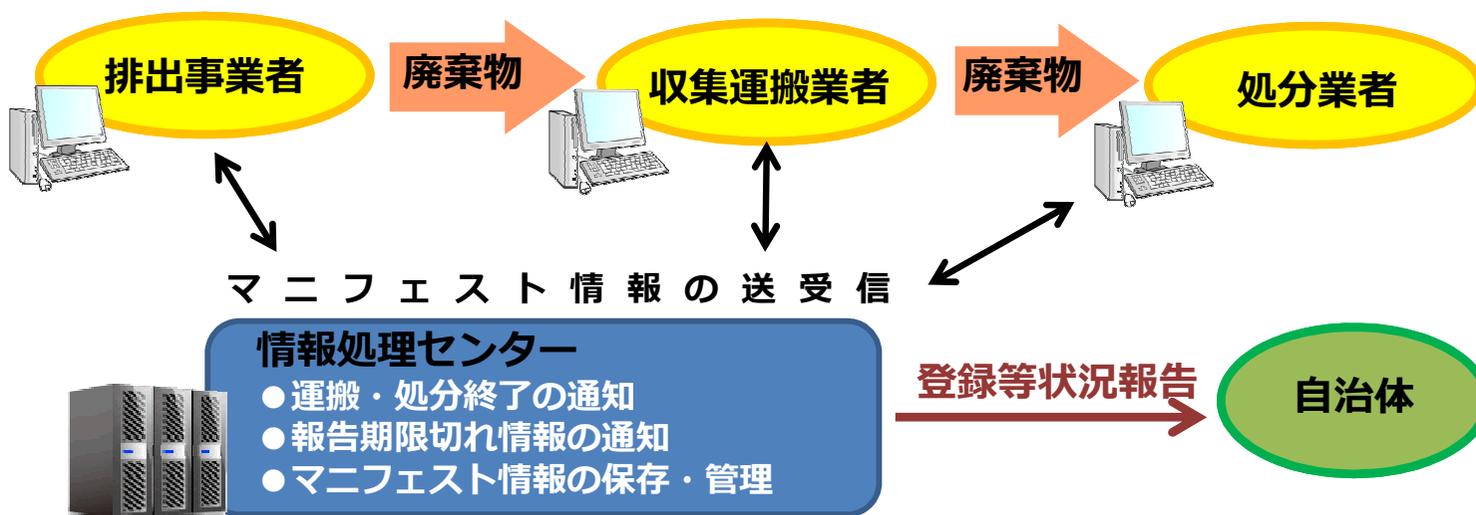
- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能（透明性の向上）
- 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（紙マニフェストの保管が不要）

電子マニフェスト普及率



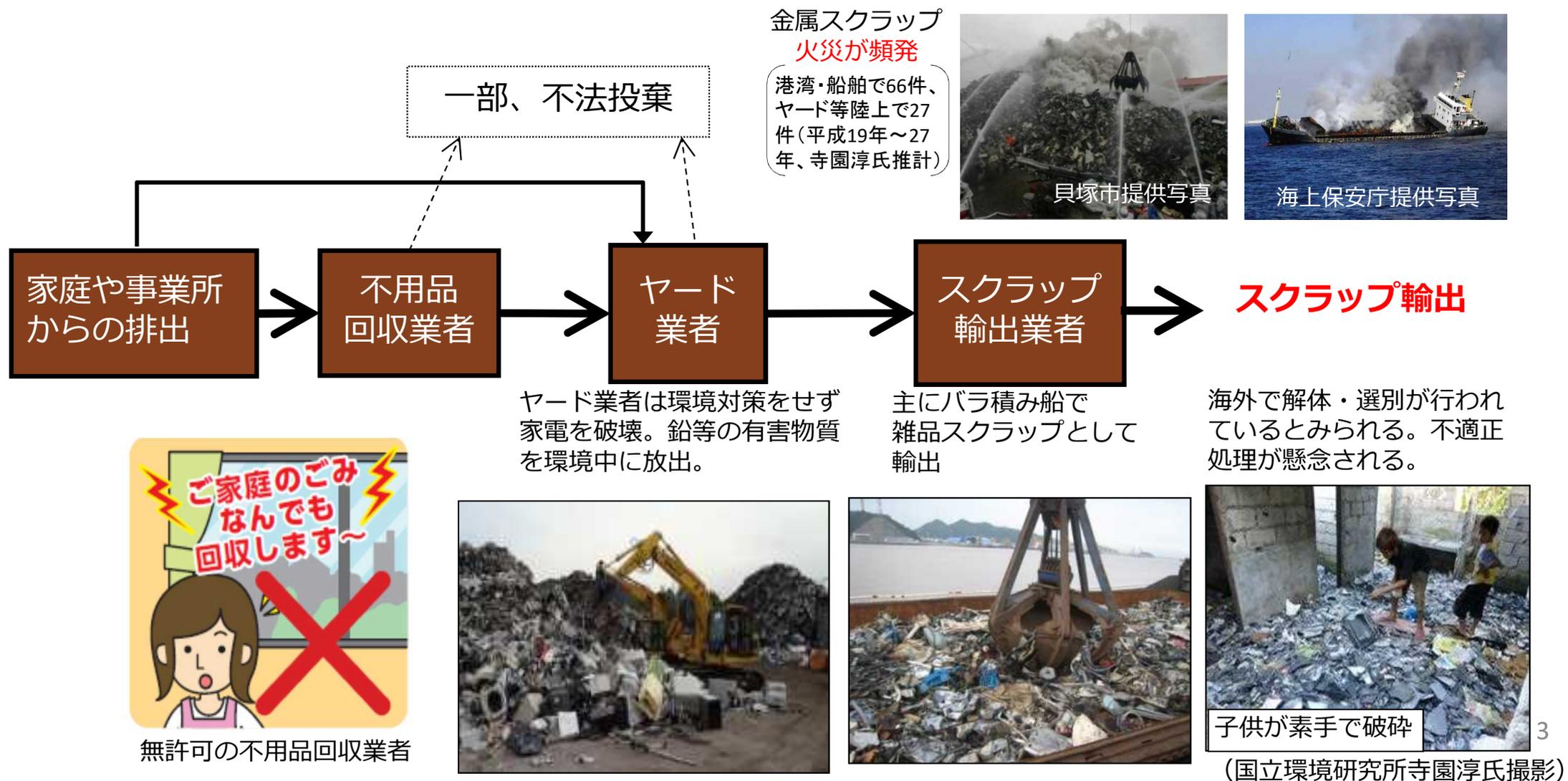
収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェスト加入率 (平成28年9月末現在)

区分	加入率
産業廃棄物収集運搬業	32.3%
産業廃棄物処分業	57.0%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	76.3%
特別管理産業廃棄物処分業	81.1%



有害物を含む使用済電気電子機器に関する現状

- 有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる雑品スクラップ）が輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。国内外の環境汚染や家電リサイクル法等の形骸化の懸念が高まっている。



「有害使用済機器」の保管等に関する課題への対応

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。

生活環境への影響発生を抑制

2. 法改正事項

＜規制の内容＞（第17条の2）

- ①「**有害使用済機器**」※の保管又は処分を業として行おうとする者に**都道府県知事への届出を義務付け**
※使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）を想定
- ②政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは罰則の対象）

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所寺園淳氏撮影）



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)



洗濯機



掃除機



扇風機



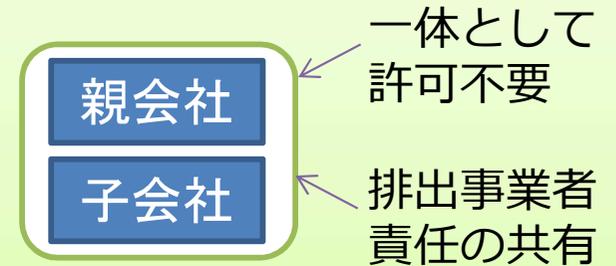
炊飯器

※ 輸出については、バーゼル法の見直しにおいて輸出承認対象にし、総合的な対策を講じる。

親子会社による一体的処理の特例（自ら処理の拡大）（第12条の7）

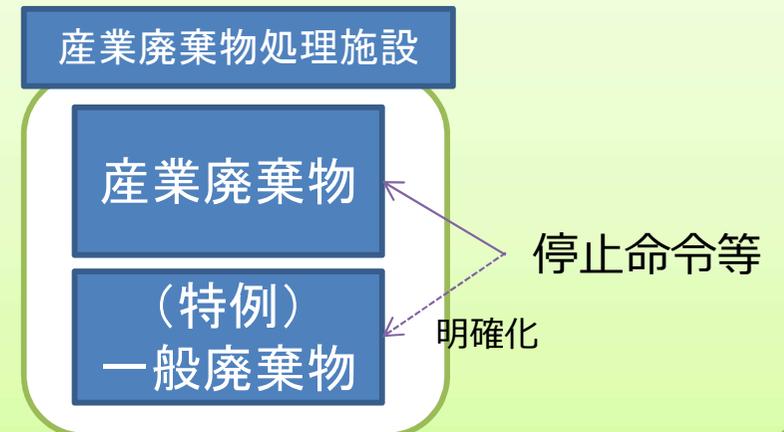
親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

※廃棄物処理法上、排出事業者が自らの産業廃棄物进行处理する場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要



産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（第15条の2の7）

届出を行い、特例として一般廃棄物の処理を行うことができる産業廃棄物処理施設が、施設の維持管理基準等に違反した場合において、産業廃棄物処理施設としての停止命令等だけでなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令等を行うことができることを明確化する。



【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】

○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化 (第27条の2)

(現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正案：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

○電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修中 (H28~29年度)

【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】

(監視体制の強化)

○都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定 (H28.6.21通知済)

○食品リサイクル法に基づく国の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化 (対策済)

(処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成)

○廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請 (H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定)

○優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み (検討経費の一部を環境省が支援)。

(許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化)

○許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。(第19条の10)

【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

○食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定 (H29.1.26)

○排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知(処理状況の確認等) (H29.6)

○許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。(第14条の2第4項等)